

Vol.101 No7
2010.12.22

農職組ニュース

茨城大学農学部
労働組合

組合の団体交渉で 地域手当 +0.5%確保!

10月から11月19日までの団体交渉の結果は組合ニュース No.7 のとおりで、教職員の賃金を人勸依拠に対する不利益変更代償措置として、4,400万円の人件費相当の代償措置を得ました。そしてその一部として地域手当を12月の給与に反映させることができました。(裏面は組合と大学との合意書です)

ご覧下さい!

12月給与の支給明細書上段に記入
平成22年4月～12月の差額(地域手当+0.5%分)が上乗せ
地域手当 4.5%は平成23年3月までの数値です

要望書提出!(学長あて)

12月22日に学長あて要望書を下記のとおり提出しました。この件に関しましては来年早々に団体交渉を申し入れる予定です。

- 1, 厚生労働省が示しました「育児・介護休業法改正」が平成22年6月30日から施行されましたが、これに伴い茨城大学の就業規則の見直しを行っていただきたい。
- 2, 現在、3年間雇用可能になっている非常勤職員の雇用を仕事の効率や被雇用者の立場から雇い止めの撤廃を求めます。
- 3, 労使協定の8月「計画年休制度」を年次有給休暇ではなく、就業規則に正規の休日としていただきたい。

合 意 書

国立大学法人茨城大学（以下、「大学」という。）と茨城大学農学部労働組合（以下、「組合」という。）は、平成 22 年 11 月 19 日の団体交渉において、下記記載の内容について合意した。このことを証するため、本書 2 通を作成し、各自 1 通を保有する。

1 組合は、人事院勧告に依拠した本学教職員賃金規程の一部改定方針（案）について団体交渉開始前に全教職員向けの全学説明会が行われたこと、当該説明会が授業時間帯に設定され、わずか 2 日前に通知されたことに強く抗議した。大学は、同様の説明会を開催する場合には、組合の団体交渉権を尊重すること、やむを得ない事情のある場合を除き、十分な周知期間を確保し、適切な開催日時を設定することを約束した。

2 大学は、3 地区組合合同説明会及び団体交渉において、本年 8 月の人事院勧告に依拠して①月例給等の引下げ改定、②期末手当・勤勉手当の引下げ改定、③月 60 時間の超過勤務時間の積算基礎時間の改定、④若年・中堅層の教職員に対する昇給抑制措置の回復、について提案した。

3 大学は、人事院勧告について、国立大学法人はそれに準拠しなければならない法律上の義務を負っていないことを認識した上で、現在の茨城大学をめぐる客観的情勢を他国立大学法人の状況を踏まえ総合判断した場合、月例給等、期末手当・勤勉手当の切り下げをせざるを得ないと判断し、組合に当該方針を了解するように求めた。

4 組合は、経営上の理由のない年度途中の賃金切り下げについて、今年度の状況に応じて相当の代替措置が約束されない限り、同意することは出来ないという態度表明を行った。

5 大学は、①地域手当について本年度（平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月）に限って 0.5% 増とすること、②本年度より実施を予定している学部入試を対象とした入試手当制度（仮称）について試験監督等試験当日の業務従事者を対象に加えること、③年度末業務繁忙期の休日給の支給措置を実施すること、を代替措置として提案した。

地域手当の増額については、運営費交付金の動向が判明した時点で、継続実施のための条件を整理したうえで可能な範囲で次年度以降の継続実施を検討する旨表明した。

6 組合は、休日給の支給について、現時点で次年度以降の継続を約束することを求めた。

7 大学は、休日等の出勤状況について、教職員の健康維持やワークライフバランスを考慮して休日出勤の縮減を図るとともに、業務上やむを得ない事由で休日出勤を行う場合の就業上の措置に関し、関係法令の遵守を前提としながら休日給の支給を含む対応措置について継続的な検討課題として認識している旨表明した。

8 大学と組合は、上記 2 の大学提案及び上記 5 の代替措置の提案に合意した。

平成 22 年 11 月 19 日

国立大学法人茨城大学長
池田 幸 雄

茨城大学農学部労働組合執行委員長
黒田 久 雄